

第2期古河市子ども・子育て支援事業計画 骨子案

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

市では、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に沿って「古河市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業等を計画的に実施しています。

この計画が令和元年度末をもって終了することから、平成30年度に子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査を実施し、市の現状と課題を分析・整理し、令和2(2020)年度～令和6(2024)年度までの5年間の計画期間とした計画を策定します。

2 計画の期間

令和2(2020)年度を初年度とし、令和6(2024)年度までの5年間。

2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
					第2期計画(2020～2024)				
現行計画(2015～2019)									

3 計画の位置付け

『第2次古河市総合計画』『古河市地域福祉計画』などに基づく部門計画として位置づけられるとともに、関連計画と整合性を図り策定。

4 計画の策定方法

- ・就学前児童の保護者・小学生の保護者に対する「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施。
- ・子ども・子育て会議における審議を経て策定。

第2章 古河市の子どもと家庭の状況

- 1 人口及び世帯の状況（人口、人口動態、就業の状況等）
- 2 子育て家庭の意識と実態（アンケート調査結果の概要）
- 3 第1期計画の進捗状況

第3章 計画の基本的な考え方

第1期基本計画では次の通り定めています。

1 基本理念

『笑顔と未来 地域とともに すべての子どもが健やかに育つまち「古河」』

2 基本的視点

- ・子どもの最善の利益を実現する視点
- ・子どもと子育て家庭を多面的に支援する視点
- ・地域全体で子ども・子育てを支援する視点

3 基本目標・施策の体系

《基本目標》

《施策の方向》

教育・保育及び子育て支援サービスの充実

- 幼児期における教育・保育の充実
- 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確

【子ども・子育て支援事業計画】
の必須記載事業を含む

地域における子育て支援の充実

- 地域における子育て家庭への支援
- 仕事と生活の調和に向けた取り組みの推進
- 子どもや親の健康づくり

専門的な支援の充実

- 児童虐待防止対策の充実
- ひとり親家庭の自立支援の推進
- 障がい児施策の充実

第4章 施策の展開

1 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。第1期計画同様に、古河市全体を一つの区域として設定し、施設整備や事業等、計画に位置付けることが適当であると考えます。

2 教育保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

国から示された基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

5 地域における子育て支援の充実

6 専門的な支援の充実

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援施策は、多岐の分野にわたることから、子育てや働き方、ワーク・ライフ・バランス等に関する市民及び市役所職員の意識啓発を行います。また、庁内関連部署の連携による機能強化を図り、一体的な子育て支援施策を推進します。

2 計画の進捗状況

毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、古河市子ども・子育て会議に報告し、点検・評価を行い、取りまとめた結果は、ホームページ等を活用し市民に公表します。

なお、「量の見込み」「確保の内容」について、必要がある場合は計画の見直しを行います。